

第6章 防災基準

第1節 宅地造成に伴う災害の防止

本市においては、都市計画法等に基づく技術基準の他、防災に関する基準を定めており、開発行為にあたってはこれらの基準に沿った指導を行っています。

なお、これらの基準は、国・県などの基準を参考にしています。

国 総 明 第 1 0 号

平成 1 3 年 5 月 2 5 日

福島県知事殿

国土交通省総合政策局長

宅地造成に伴う災害の防止について

標記について、国民の生命及び財産の保護を図るという観点から、貴職におかれては、「土砂災害対策推進要綱（昭和63年3月15日中央防災会議決定）」を踏まえて、宅地造成等規制法及び都市計画法の適正な運用について日頃から十分に配慮されていることと思われませんが、本年も、本格的な降雨期を迎えるに当たり、別紙の事項を参考とされ、宅地造成に伴う災害の防止に関して万全を期されますようお願いいたします。

また、地形、地質状況等からみて災害発生のおそれのある地域及び近時の地震による地盤の緩みが懸念される地域において行われる造成については、許可、工事中、維持管理の各段階において十分な防災措置を図るよう特に留意願います。

別紙

1 防災措置の徹底について

(1) 宅地造成等規制法による工事の許可制度及び都市計画法による開発許可制度の運用に当たっては、住宅、宅地の災害を防止する観点から、建築基準法や急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律等関係法令の所管部局と緊密な連絡調整を行いつつ、的確な運用を図るべきであること。

なお、その際「宅地防災マニュアル（平成13年5月24日国総民発第7号別添2）」の活用を努めることが望ましいこと。

(2) 宅地の所有者、管理者又は占有者（以下「管理者等」という。）は、宅地造成に伴う災害が生じないよう、その宅地を常時安全な状態に維持するよう努めるべきであることから、宅地の管理者等に対して、パンフレットの配布や説明会の開催等の広報活動を行うことにより防災知識の普及に努めるとともに、宅地の安全を自ら確保することの重要性についても、十分な理解と協力を求めることが望ましいこと。

(3) 造成工事中の宅地については、必要に応じて巡視点検を行い、工事が適切に実施されているかどうかを確認するとともに、工事の進捗状況に応じて土砂流出防止対策、排水対策、濁水流出防止対策等の防災措置が徹底されるよう事業者等の指導に努めるべきであること。

(4) 既存の宅地については、擁壁や排水施設等の維持管理が適正に行われるよう管理者等に対してその旨注意喚起すべきであること。

特に、擁壁の安定性確保、調整池の容量確保（堆積土砂の除去等）及び排水管の目詰まり防止については、特段の注意を喚起すべきであること。

(5) 上記(3)及び(4)の実施に当たっては、関係機関の協力を得て適宜巡視点検を行うことにより、指導等の徹底を図るべきであること。その際、被災宅地危険度判定士などの専門家を活用することにより巡視点検の体制の充実を図ることが望ましいこと。

(6) 無許可又は許可基準に適合しない造成工事等が行われている場合には、法に基づいて適切な措置を講じるべきであること。

(7) 万一、宅地の造成に関連した災害が発生した場合には、関係機関と緊密な連絡を図りつつ迅速かつ適切な対策を講じ、二次災害の防止に万全を期すとともに、速やかな状況を当省あて連絡すべきであること。

2 宅地造成等規制法に基づく措置について

宅地造成工事規制区域内においては、上記1の(1)から(6)までのほか、以下の措置に努めるべきであること。

(1) 防災上危険な宅地が存在する場合には、その宅地の管理者等に対して、必要に応じて、勧告又は改善命令等の措置を講じるべきであること。

なお、勧告又は改善命令等を行おうとする場合には、住宅金融公庫の宅地防災工事資金貸付制度の紹介や工事に関する技術的アドバイスをするなど、管理者等に対する措置を十分に行うことが望ましい。

(2) 既に勧告又は改善命令等を行ったものについては、その履行状況を確認し、万一履行されていない場合には早急に必要な措置を講じるべきであること。

(3) 市街化の動向及び自然条件の変化等により新たに宅地造成工事規制区域として指定すべき区域がある場合には、関係市町村長の意見を踏まえた上で、適切に宅地造成工事規制区域として指定すべきであること。

(4) 特に、宅地造成工事規制区域内の危険な擁壁等については、特別パトロールの実施等必要な措置を講じるよう努めるべきであること。

なお、宅地擁壁が被災した場合等においては、「宅地擁壁の復旧技術マニュアル（平成13年5月24日国総民第7号別添4）」を活用して、復旧に伴う工法の適正化と事務手続きの迅速化を図ることが望ましいこと。